３０国際第１０１２号
関税割当公表第EU１７号

平成 30 年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づくバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第５条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日ＥＵ協定」という。）に基づく割当ての対象となるバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農　林　水　産　省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品

バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳（日ＥＵ協定 附属書２－Ａ 第３編 第Ｂ節２４のＴＲＱ－２３のバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第０４０２．１０号から第０４０２．２９号までに掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第０４０２．１０号、第０４０２．２１号及び第０４０２．２９号の項で定める数量以内のもの、同表第０４０２．１０号及び第０４０２．２１号の項で定める数量以内のも

の並びに飼料用のものを除く。）、同表第０４０２．９９号の１の（２）及び２に掲げる物品、同表第０４０３・９０号の１に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに同表第０４．０５項に掲げる物品（同令別表第０４０５．１０号及び第０４０５．９０号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第１項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの。

２　割当数量　　全乳換算数量　２，１４３トン

３　通関期限　　平成31年３月31日

第２　関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

第３　関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第４　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間（行政機関の休日を除く。）

平成31年１月11日（金）から同年１月17日（木）まで

２　提出時間

午前10時から正午まで

午後２時から午後４時まで

第５　関税割当申請者の資格

次のすべての要件を満たす者

１　日ＥＵ協定の基づくバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー又は加糖れん乳について、販売及び輸入を事業目的とする法人若しくはこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者

２　平成30年12月21日（金）午前10時から同年12月28日（金）正午までに、農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html）の申請登録フォームから、申請登録申込を行った者（登録フォームの内容は別記様式５参照）（注：法人又は個人事業者による申請登録申込は１回のみとする。）

第６　関税割当申請書に添付すべき書類

１　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間のバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー又は加糖れん乳の輸入実績数量等一覧表（別記様式１）

２　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間のバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー又は加糖れん乳の輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式２）

３　法人の登記事項証明書（（個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届け出の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

４　輸入商品説明書（別記様式３）（注：別記様式３の①から④のうち、申請書類に関する輸入商品説明書を２通添付すること）

第７　割当基準

１　申請数量

１申請者当たりの申請数量は、全乳換算数量１４３トンを上限とする。なお、バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳の各品目について、複数の品目を申請する場合でも、申請の総数量は、上限数量を超えてはならないものとする。

２　第５の２の申請登録申込において、第１の２に定める割当数量を超える数量の申込があった場合

申請順位を定めるために、抽選を行うこととし、抽選方法については、別添によって実施するものとする。

抽選日及び抽選のための各者の申請登録番号については、平成31年１月８日（火）午後２時以降に当省ウェブサイトで公表する。また、抽選結果については、抽選を行った日の翌日（行政機関の休日にあたる場合は翌営

業日）の午後２時以降に、当省ウェブサイトで公表する。

申請者は第５の２の申請登録申込時の申請数量の範囲内で申請を行うものとする。当該期間内に申請した者は同着とみなし、申請登録後の抽選による申請順位の上位の者から配分可能数量（上限）に達するまで数量を割り当てる。

３　第５の２の申請登録申込において、第１の２に定める割当数量を超えない数量の申込があった場合

平成31年１月８日（火）午後２時以降に、抽選を行わない旨の通知を当省ウェブサイトで公表する。

申請者は第５の２の申請登録申込時の申請数量の範囲内で申請を行うものとする。当該期間内に申請した者は同着とみなし、各申請者に対して申請数量を割り当てる。

第８　配分結果の通知及び関税割当証明書の交付

１　関税割当証明書は、日ＥＵ協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は当省ウェブサイトにおいて平成31年１月30日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量を割当期間の開始までに連絡するものとする。

２　関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1)　申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2)　申請者が本公表に違反したとき。

(3)　申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第９　報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やか

に報告するものとする。

第10　公表

次の事項を当省ウェブサイト（４に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

１　配分された数量

２　返納された数量

３　消化（割当）率（第１の２に掲げる割当数量に対する配分された数量）

４　配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第11　その他

１　関税割当申請書の提出部数は２通（省令第１条）とし、輸入商品説明書（別記様式３）は２通、その他の添付書類の提出部数は１通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は２通（省令第３条）とする。

さらに、複数の異なる物品・商品の申請を行う場合は、輸入商品説明書毎に、申請書類を作成することとし、別記様式４を１通提出するものとする。なお、複数の異なる品目・商品を申請する場合にあっても、１申請者あたりの申請総数量は、第７の１に定める申請数量の上限を超えてはならないものとする。

２　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年４月１日付け16国際第1297号）によるものとする。

３　割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第４条）返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第２に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出

入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）の申告添付登録（ＭＳＸ）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

４　関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

５　関税割当証明書の発給を受けて、日ＥＵ協定に基づく割当ての対象となるバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳を輸入しようとする者は、輸入申告時に、第２に掲げる担当課の承認を得た輸入商品説明書（別記様式３）を関税割当証明書に添付し、税関に提出しなければならない。やむを得ない理由により交付された関税割当証明書（承認を得た輸入商品説明書を含む）と異なる物品又は商品の輸入を希望する者は、変更手続のために、速やかに、以下を提出し、(1) の場合は輸入商品説明書の承認のみ、(2) 又は (3) の場合は関税割当証明書の交付及び輸入商品説明書の承認を受けなければならない。ただし、この変更手続は、関税割当証明書の発給を受けた年度の２月末までとする。

(1) 交付された関税割当証明書の物品と同様の物品であって、異なる商品に変更する場合

①　変更後の輸入商品説明書

②　交付された関税割当証明書（承認を得た輸入商品説明書を含む）

③　商品の変更理由説明書

(2) 交付された関税割当証明書の物品と異なる物品に変更する場合

①　関税割当申請書（変更後の物品に関するもの）

②　変更後の輸入商品説明書

③　交付された関税割当証明書（承認を得た輸入商品説明書を含む）

④　物品の変更理由説明書

(3) 交付された関税割当証明書の物品の数量の一部を異なる物品に変更する場合

①　関税割当申請書（変更後の各物品に関するもの）

②　変更後の輸入商品説明書（変更後の各物品に関するもの）③　交付された関税割当証明書（承認を得た輸入商品説明書を含む）

④　物品の変更理由説明書

⑤　別記様式４

注：(3) の変更の場合、①及び②の書類については、物品毎に作成すること。

６　関税割当てに必要な書類の提出を別途求めることがある。

＜注＞　本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、その換算係数については、日ＥＵ協定 附属書２－Ａ 第３編 第Ｂ節２４のＴＲＱ－２３の内容に従うものとする。

関税分類番号	ＴＲＱ-２３に基づく換算係数
０４０２１０．１２９	６．４８
０４０２１０．２１２	６．４８
０４０２１０．２２９	６．４８
０４０２２１．１１９	８．９
０４０２２１．１２９	１３．４３
０４０２２１．２１２	６．８４
０４０２２１．２２９	６．８４
０４０２２９．１１９	８．９
０４０２２９．１２９	１３．４３
０４０２２９．２９１	６．８４
０４０２９９．１２９	６．６９
０４０２９９．２９０	３．６５
０４０３９０．１１３	６．４８
０４０３９０．１２３	８．５７
０４０３９０．１３３	１３．４３

０４０５１０．１２９	１２．３４
０４０５１０．２２９	１５．０５
０４０５２０．０９０	１２．３４
０４０５９０．１９０	１２．３４
０４０５９０．２２９	１５．０５